

第27回産業統計部会議事録

1 日 時 平成23年6月3日（金） 16:00～17:45

2 場 所 総務省第2庁舎 6階特別会議室

3 出席者

（部会長）廣松毅

（委員）深尾京司、縣公一郎

（専門委員）小針美和、西郷浩、納口るり子、本間正義

（審議協力者）内閣府、総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、
千葉県、静岡県

（調査実施者）農林水産省大臣官房統計部：前原経営・構造統計課長ほか

（事務局）内閣府統計委員会担当室：杉山参事官

総務省政策統括官付統計審査官室：吉田調査官ほか

4 議 題 農業経営統計調査の変更について

5 議事録

○深尾委員 少し早いですが、ただいまから「第27回産業統計部会」を開会します。

廣松部会長は前の会議が長引いて少し遅れられるとのことですが、部会は開会しておいてほしいという御希望ですので、部会長がいらっしゃるまで、部会長代理の私、深尾が議事進行を務めさせていただきます。

今回も前回に引き、農業経営統計調査の変更について審議いたします。

それでは、まず、本日の配布資料について、総務省の吉田調査官から説明をお願いします。

○吉田調査官 議事次第等を御覧ください。

本日用意してございます資料は、二つでございます。

資料1として、「第26回産業統計部会結果概要」です。前回の部会の結果概要については、既にメールで確認を頂いています。つきましては説明を割愛させていただきます。参考までにとということを用意しております。

資料2として、「第26回産業統計部会において出された意見等に対する回答」の資料でございます。

今回も前回に引き続き、個別の論点の審議をお願いすることになりますけれども、資料といたしましては、農業経営統計調査についての1回目の部会でございます第25回部会で配布しました資料3-1と3-3それから、資料集的なものですけれども、3-2というこ

とでございます。お手元がない方がいらっしゃれば、多少ですが余部がございますので、おっしゃっていただければと思います。以上です。

○深尾委員 ありがとうございます。審議に入らせていただきます。

本日の部会では、まず前回部会で宿題とされた事項の整理を行った後、前回審議できなかった個別論点について、引き続き審議を行います。

個別論点については、本日の部会で全ての議論を終えたいと思っておりますので、効率的な審議への御協力をよろしく申し上げます。場合によっては少し時間が超過する場合があります。御予定がある場合は、退席していただいても結構ですが、あらかじめ御了承ください。

それでは宿題の一つ目です。調査体系の変更部分で前回議論になった、集落営農以外の任意組織経営体の動向把握についてです。営農類型別経営統計を作成する調査において、調査の効率化・重点化を図るために集落営農以外の任意組織経営体を調査対象から外するという計画でした。これに対して様々な経営体について幅広く情報を集めるという観点からは、今後も集落営農以外の任意組織経営体についても、何らかの形で、継続して把握すべきではないかとの御意見があり、農林水産省から回答を頂くことになっていました。

では、農林水産省から回答をお願いします

○前原課長 それではお手元の資料2の1に基づきまして説明いたします。前回、本間専門委員を始め御意見を頂きまして、現在行っております農業経営統計調査の集落営農以外の任意組織経営体について、その経営環境、今後の意向等個別の事情を把握させていただきました。

資料2の別添1を御覧ください。農業経営統計調査において集計対象としている集落営農以外の任意組織経営体というのは、この表にございますように17経営体となっております。実は標本数は30経営体を予定していたわけでございますけれども、過去に選定した経営体が既に集落営農化あるいは法人化するなどして、調査対象から脱落し、現在、17経営体になっています。先般来、御説明しましたように、母集団も減少しておりますので、補充選定も非常に困難な状況になっているということでございます。

この17経営体を御覧いただきますと、大体が高齢化の中で、集落全体での営農を目指すのではなくて、特定の農家が参画した農業機械の共同利用化、あるいは農作業の共同化等を目的に設立された組織体でございます。

東北から近畿までございますけれども、表の上に記載しました東北や関東の任意組織経営体は数戸の世帯で構成されており、また耕地面積もさほど多くない。表の下の方、近畿の任意組織経営体の一つは構成世帯数が67と非常に多くございますけれども、これも面積としては、0.8ヘクタールという非常に小さな経営体ということでございます。

そこの右に、今後の経営の意向を把握いたしましたけれども、17経営体のうち16経営体、つまり大半の経営体が規模拡大を予定しておりませんし、それからナンバリングで申しますと、3番と5番の関東の経営体につきましては、今後、高齢化や後継者難の中で数

年後には解散を予定しているということでもございます。

経営の意向を確かめましたところ、戦略的作物である、麦、大豆、飼料米等につきましても一つの経営体を除きまして経営展開、取組意欲というのはさほどない。それから集落営農化の今後の可否でございませうけれども、これも余り見られないということで、率直に申し上げまして、全体として見れば農業経営として注目すべき特徴点は余り見られないのではないかということが、今回の聞き取りで明らかになったということでございます。

戻っていただきまして、最初のページの2以降でございます、2010年世界農林業センサス結果によると、任意組織経営体は約13,000経営体あるわけですが、このうち集落営農以外の任意組織経営体を継続して調査するためには、従来と同様の母集団情報が必要となるわけでございますけれども、2010年世界農林業センサスでは急速に集落営農化が進んでいるという農業構造の変化も踏まえまして、2005年農林業センサスにありました集落営農以外の任意組織経営体を判定する項目を廃止しているということで、必要な母集団情報がなくなっているという実態がございます。

そのため、仮に、私どもの経営統計調査で引き続き継続する、あるいは、別の調査で実施する場合であっても、改めて母集団情報を整備する必要があるということで、私どもの現状の統計組織では極めて困難であるという状況です。

したがって、先ほど申し上げましたような、現在の集落営農以外の任意組織経営体の実態、あるいは私どものマンパワーを効率的に重点的に配分することからいたしますと、恐縮でございますけれども、任意組織経営体については、当初案のとおり集落営農に限定する対応とさせていただければというふうに思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○深尾委員 ありがとうございます。

今の御説明について、御意見や御質問のある方、どうぞお願いします。

○本間専門委員 ありがとうございます。17の任意組織経営体について、実態がほぼ分かりましたので、マンパワー等の制約もあるということですので、私としてはこれで了解したいと思います。

○縣委員 ちなみに別添2の図のところ、集合になって書いてあるわけですが、任意組織経営体のうちの集落営農でない部分というのは、どれぐらいあるのですか。

○前原課長 先般御説明いたしましたように、2010年世界農林業センサスでは、任意組織経営体は約13,000経営体でございます、このうち集落営農以外の部分が色ではかなりあるように見えますけれども、平成22年集落営農実態調査結果によると集落営農が約11,500経営体となっています。単純に比較すると、約9割が集落営農となりますが、23年になりますと、集落営農がまた増えているわけです。したがってこの色刷りの部分（集落営農以外の任意組織経営体）が非常に少なくなっていくというような実態からして、母集団がないということでございます。

○縣委員 分かりました。

○深尾委員 ほかには御質問、御意見ないでしょうか。

では、この件については了承ということによろしいですね。

(うなずきあり)

○深尾委員 ありがとうございます。

廣松部会長がいらっしゃったので、バトンタッチいたします。今、前回の質問、宿題の一つ目が終わったところです。

○廣松部会長 遅れまして申し訳ありません。それでは議事を続けさせていただきます。前回からの宿題ということで、二つ目、集落営農以外の任意組織経営体の定義についてですが、この問題に関して具体的なケースがイメージしにくいという御指摘がございました。それに従い、具体例を今回挙げていただくということになっています。

これにつきましては、図式化した上で定義を整理したものを、農林水産省から回答を頂くことになっております。では、これに基づきまして農林水産省の方から御回答をお願いいたします。

○前原課長 今もお話がございました。別添2の図に基づきまして、御説明申し上げたいと思います。

組織経営体というのは、数字は書いておりませんが、2010年世界農林業センサスでは約35,000経営体でございます。このうち組織法人経営体が約22,000経営体。任意組織経営体が約13,000経営体となっているわけです。そこに組織法人経営体、任意組織経営体を通じまして集落営農というのが展開しているわけですが、今申し上げましたように平成22年集落営農実態調査結果で、任意組織経営体の集落営農というのは約11,500経営体でございます。全体の集落営農が約13,600経営体となっておりますので、組織法人の集落営農は、約2,100経営体という実態です。

しからばその集落営農というものの定義でございますけれども、ここがございますように、集落を単位として農業生産過程における全部又は一部についての共同化、統一化に関する合意のものに農業経営を行うものということでございます。具体例を申しますと農業用機械を共同所有し集落ぐるみのまとまった営農計画に基づいて、集落営農に参加する農家が共同で利用している。あるいは集落全体の農地を一つの農場というような形で運営している。農業生産過程で集落を単位として、そういった一体的な農業経営を行うというふうに御理解いただければと思います。

しからば、先ほど非常に少なくなっているという集落営農以外の任意組織経営体、これは先ほども別添1で御説明申し上げたわけですが、集落全体ということではなくて、特定の農家、先ほどは2戸とか3戸とかございましたけれども、数戸の農家によって協業経営、協業経営というのは、生産から販売経理までを一体的に行っている生産組織でございますけれども、集落全体ではなくて数戸で固まっているというものでございます。

2番目でございますように、これも集落全体ということではなく、数戸の農家により構成された形で水稻の航空防除等を行う組織を申し上げます。下にございますライスセンタ

一、共同選果場、調整過程における共同利用施設の運営のみを行う組織ということですが、これは、まま集落を単位としてやっているケースもあるのですが、私どもの集落営農の定義は、先ほど申し上げましたように農業生産過程の合意でございますので、収穫後あるいは出荷後の共同行為というのは、集落営農以外の任意組織経営体の分野に入ることでございます。以上でございます。

○廣松部会長 ありがとうございます。これは確か納口専門委員から御指摘があったと思いますが、いかがでしょうか。

○納口専門委員 図示していただいて大変分かりやすくなりました。ありがとうございます。

○廣松部会長 ただいまの御説明に関して御意見、御質問ある方いらっしゃいますか。

それでは、この件についても了解いただいたことにしたいと思います。

(うなずきあり)

○廣松部会長 それでは最後の宿題ですが、現金出納帳の項目区分について。これは調査事項のところでも議論になったものでございますが、これにつきましては、前回の部会での審議を受けて農林水産省において、項目区分を再整理していただくことになっていました。なお、再整理の方向性そのものについては、前回の部会においても適当であるというふうにされてきました。

これにつきまして、農林水産省の方から御回答をお願いいたします

○前原課長 別添3で御説明させていただきます。真ん中が、総務省からの指摘を踏まえて修正し、この部会にお示しした案でございますけれども、農外収入については「年金等給付金」等が分かりにくいということがございましたので「事業収入」「事業外収入」「年金等収入」の三つに整理させていただいたということです。農外支出の分野も分かりにくいということがございましたので「事業支出」「事業外支出」に整理させていただいたこととございます。以上でございます。

○廣松部会長 ありがとうございます。別添3に図示していただき、新旧対照表を作ってくださいました。一番左側のものが再修正案ということとございます。

前回の案に関して、少し分かりにくいという御意見もあったことを踏まえて、こういう形で整理、再修正をしていただいたわけですが、これについて、何か御意見ございますでしょうか。言葉の統一も含めて。

小針専門委員、よろしいですか。

○小針専門委員 はい。

○廣松部会長 大変すっきりしたように思います。それでは、この件に関しましても御了解いただいたということで、よろしいでしょうか。

(うなずきあり)

○廣松部会長 ありがとうございます。

これで一応前回出ました宿題の整理は終わりましたので、引き続きまして、前回までの2

回の部会で議論できなかった個別論点の審議に入りたいと思います。

まず、調査票の分割についてでございます。具体的には経営体の資産や損益の状況に関する調査票である経営台帳についてでございます。

現行では、個別、組織法人、任意法人といった経営体の区分にかかわらず、1冊の帳票にまとめられているのですが、今回これを経営体の区分ごとに3種類に分割する案が示されております。これにつきまして、吉田調査官から説明をお願いいたします。

○吉田調査官 それでは説明いたします。現行の1冊になっているものは御用意しておりませんが、資料3-2で、今回、計画されている分割後の調査票を添付しております。それを見ていただきながらの方がイメージしやすいと思いますので、それを御覧になってください。

現行の1冊の帳票ということになると、これが三つ重なったということでイメージしていただければいいかと思いますが、内容的には、それぞれの経営体の種類によりまして、書く内容も異なっているにもかかわらず、1冊の帳票になっていたということなわけですが、これはもともと、この調査票に関する調査が、農林水産省の職員による聞き取り調査で行われており、職員が報告者のもとに行って、聞き取ったり、決算関係の書類を閲覧しながら調査票を作成するというので、報告者が直接記入することを前提にしていなかったということで、こういう形になっているということでございます。

御存じのとおり、この調査は一旦報告者になりますと、5年間ずっと報告者ということになるわけです。2年目からは前年に報告した事項で、基本的に変動がないと考えられる事項につきましてプレプリントをして確認してもらって、必要であれば修正を行うという方法を採用することが可能であるということで、平成20年から自計方式も取り入れたわけですが、1冊の帳票という形はそのままということでございました。

1冊の帳票でございますので、自分がどの部分を見ればいいのか、直せばいいのかというのが非常に分かりにくい。ページをあちこちくらなければならないという状況がありました。今回、計画の見直しをしたわけですが、調査事項の見直しが今回は実質行われないということでございます。その中で報告者の負担軽減を図るためには、負担感の少ない調査票を設計することが必須であろうというふうに考えられます。

そういう観点から、今回経営台帳を経営形態別に分割することによって、それぞれの経営体の実態を捉えるための、必要最小限の内容の調査票の構成になったということで、個別経営体については約13ページごとに、組織法人経営体については7ページ。任意組織経営体についても7ページほどのボリュームになったということです。

また、経営内容によっては、更に記入するページの数が減ってくるという状況になります。

これは報告者が調査票を手にしたときの負担感、あるいは実際に記入するに当たっての円滑化を促進するというものであり、今後の自計化の拡大を図るという観点からも適当であろうというふうに考えます。

○廣松部会長 ありがとうございます。この部分に関しましては、お手元の資料3-1 審査メモにもございますとおり、調査上も適当であるということで、あらかじめ総務省から農林水産省に対して、説明を求めている事項はないようでございますが、農林水産省の方から何か補足説明がございますでしょうか。

○前原課長 私どもも、こういう分割をすることによって報告者の負担軽減につながるということで御提示申し上げておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○廣松部会長 ありがとうございます。

では、この点につきまして委員の方々から御質問、御意見を頂きたいと思いますが、いかがでしょうか。

先ほど調査官の方からも説明がありましたとおり、今まではどちらかという、他計方式という聞き取り方式だったものを、今後自計方式になるべく移していくという視点からも、報告者の方に余り負担感を与えないような形で、かつ一部プレプリントした形の調査票に記入していただくという方向に変えるということです、私も改善の一端ではないかというふうに判断します。

では、この点に関しては御了解いただいたということでよろしいでしょうか。

(うなずきあり)

○廣松部会長 ありがとうございます。

では続きまして、調査方法の多様化でございます。皆さんも御存じのとおり、この調査は日々の農業活動を継続的にかつ詳細に報告していただくという非常に負担の大きな調査でございます。

そのため、2年前の答申におきましても、調査の効率的実施について検討が求められていました。今回その時の答申も踏まえて調査方法、特に回収方法について、様々な工夫をすることが示されております。

それでは、まず審査メモに沿って吉田調査官から説明をお願いいたします。

○吉田調査官 説明をいたします。調査方法の多様化でありますけれども、今回の調査計画の見直しにおいて、調査方法の多様化というものが2点ほどございます。一つが「決算書類等の活用」ということです。もう1点が「オンライン調査の導入」ということです。

まず、「決算書類等の活用について」でありますけれども、農経調については、従前から、報告者による自計方式と、経営台帳については協力が得られる報告者だけということになるのですけれども、そのほかに農林水産省の職員が報告者のもとに出向いて、報告者立会いのもとに決算書類等を閲覧して、その内容を調査票に転記するという他計方式によるデータの収集を行っていたということでございます。

しかしながら、報告者の負担軽減と正確性の確保を図るという観点から、協力が得られる報告者につきましては、郵送等によりまして決算書類等を農林水産省に提供してもらって、職員が庁舎で調査票を作成するという方法を導入しようということが、1点です。

2点目、「オンライン調査の導入について」であります、まず協力が得られる報告者

に対しては、表計算ソフトで作成した調査票をエクセル形式、電子的記録媒体として提供するというごさいます。これは、従来は、紙による調査票だけごさいました。

こうして新しい調査票で作成した調査票のほか、従前、郵送あるいは職員が回収という形で、普及会計ソフト「ソリマチ」のデータを使って調査票を作成してきたわけですけれども、その結果のデータを、インターネット回線を通して提供するというごも可能になったというごさいます。

今回の措置につままして審査した結果ですけれども、まず、決算書類の活用についてですが、これまでも説明してつまましたが、今回は調査事項の見直しが予定されておりません。それで報告者の負担軽減を図るためには、報告方法の多様化を図るというごは必須であろうというふうにごえられます。その観点から今回の措置を見ますと、決算書類など代替情報が利用できるというごになりまして、その範囲で報告負担がある程度解消されるというごが期待されます。

また、エクセル方式の調査票の提供ですとか、オンライン報告を可能にするというごで、入力負担の軽減とか報告の手間の軽減が図れるというごで、現時点でごえられる方法を幅広く取り入れようとするというごでありますので、その方向性については適当であろうというふうにごえます。

しかしながら、決算書類の郵送等による提供を受けて職員が調査票を作成するという方法につまましては、報告者の負担が一定程度解消されるという農林水産省の説明ごさいましたが、経営体にとっては決算書類の作り方は区々でありますし、提出された書類を農経調の調査票にどのように振り分けるかというごにつまましては、職員の相当な労力がごえられます。それだけではなく、結局は経営体のところに出向いて行ってあるいは照会するというごはなくならないのではないかというごがごえられます。

しかも、郵送等で決算書類を提供するという場合、報告者は写しを取らないまに農林水産省に丸ごと提供するという場面が多いごえられます。

それからすると、電話でのやりとりを行うごできない、あるいは難しいというごで、結局は職員がそれらの書類を持って報告者のところに行って、調査票を作成しなければならぬというごになって、職員の事務負担の軽減にはならぬのではないかという危惧が払拭はできないというふうにごえます。

報告者の側から見ても、結局、従来の方法と変わらないのではないかというごになるのではないかご思います。

また、オンライン調査の導入についてですけれども、農林水産省はオンライン調査の導入につまましては、平成19年6月と21年5月にアンケート調査を実施しております。そのアンケート調査につままして、審査メモのところにご二つ書いてありますけれども、確かにオンライン調査の導入について、報告方法の多様化が図られるという点では、その効果を否定するものごありませんけれども、農林水産省が判断材料として引用しているアンケート調査、そのうち21年に実施したアンケート調査につまましては、パソコン保有率が

6割近くに上っているということなのですから、これは担い手について厚く標本設計をしていたときの、農経調の報告者を対象にしたアンケート調査であるということで、規模の大きな報告者における傾向が強く出ているのではないかというふうに考えられます。

これに対して、今回の調査計画で標本設計が変更されます。そうすると、経営規模の大小にかかわらず抽出するものでありまして、今まで以上に規模の小さい経営体が報告者に当たるという可能性が高くなります。農業者の高齢化が進展しているという状況を考えますと、今まで以上に、高齢者の経営体が報告者になる場合が多いという中で、平成21年度アンケート結果をもって楽観視するということは、無理があるのではないかと考えられます。

したがって、今回の変更の実効性につきまして、農林水産省が説明するような程度のもので期待されるのかどうかということについては、検証が必要であろうと考えます。インターネット回線を通じて行う報告の実施に当たっても、情報漏えいを防ぐ措置がどのように施されているのかということを確認する必要もあろうと考えます。

それから、平成19年から導入されております郵送調査を促進する方策についても、その内容の確認が必要であろうということで、農林水産省に対しまして審査メモの11ページ、波線で囲った枠内に書かれていますけれども、質問事項として農林水産省に説明を求めているというところでございます。

照会事項ですけれども、大きく四つございます。まず一つは、今回の調査計画を立案する前提として、平成22年度に実施いたしました試行調査の概要とその結果の概要について説明をしてほしいということ、併せて試行調査の結果を踏まえて改善された点は何なのかということをお教えしてほしいということです。

二つ目は決算書類等の活用についてということで、三つほどございます。一つは、決算書類の提供を受けることで、基本的にどの範囲の情報が農林水産省側で入力できるのかということ。二つ目が青色申告のデータでは、内容が粗過ぎるのでそれを作成した原票に当たる必要があるという農林水産省の説明が行われておりますが、領収書、伝票等の細かい原資料については、青色申告の際に税務署に提出されていて、経営体の手元には残っていない。そもそも活用のしようがないのではないかとということ。三つ目は、決算書類は特に法令で形式化されたものではなく、その内容も経営体によって異なると考えられますので、またそこで用いられている区分は、必ずしも農経調の区分に合致しない場合も多いと考えられるのではないかと。そのため仮に決算書類の提出を受けても、経営体への照会が必須というふうに考えられます。しかし、照会するといっても、経営体は決算書類等を農林水産省に提出するので手元にはないということで、電話照会等では事足りず、結局は、農林水産省職員が郵送された書類等を持って、経営体のもとを訪れて、聞き取りをしなければならないという事態が、頻発するのではないかとということ。

三つ目はオンライン化の導入について、二つほど質問をしております。一つはオンライン化の導入を進めるために実施した過去のアンケート調査については、先ほども説明しい

たしましたけれども、担い手に厚くなるような標本設計のもとで実施されている調査の中での、報告者を対象にしているということなので、今回の標本設計の変更によって、小規模の経営体が報告者に当たる可能性が高まる中で、過去の状況だけで今回の計画を楽観視するのは、適切ではないのではないかとということ。それからインターネット回線を通じた報告の実施に当たって、そのセキュリティ対策はどうなっているのかということ。郵送調査の促進につきましては、その促進方策がどうなっているのかということ。

11 ページに 2 回分の郵送回収率の推移という表がありますけれども、ここで特に組織経営体については平成 21 年で 19 パーセント、22 年 20 パーセントということで 20 パーセント程度ということで、それなりに体制が整った組織経営体において、郵送回収が 20 パーセントと低率であるということについては、なぜかということを質問しております。

審査メモの説明としては、以上です。

○廣松部会長 ありがとうございます。この調査方法の多様化に関して、吉田調査官から大変詳細に審査の結果に関して御説明を頂きました。

これらの問題点に関して、事前に総務省から農林水産省に対して説明が求められております。それを踏まえて資料 3-3 の 10 ページ以降に、農林水産省からの回答が載っております。論点が多いようですので、論点ごとに農林水産省から回答を頂き、順番に審議をしたいと思います。

まず一つ目の試行調査の関係ですが、農林水産省の回答としては資料 3-3 の 10~11 ページにございます。この点に関して回答をお願いします。

○前原課長 私どもは、平成 21 年に頂きました答申の中で触れられている、オンライン調査の導入といった効率化の検討などに対応いたしまして、試行調査を昨年 7 月から 8 月にかけて、348 客体を通じましてアンケート調査を実施したということでございます。

その観点としては、一つは調査票の改善として前年値をプレプリントしたものを試行的に記帳してもらった場合のアンケートでございます。もう一つはオンライン、IT を活用した調査手法の導入に対して協力度合いがどの程度あるか。それから次の議題になろうかと思いますが、前回の答申で還元資料を充実するという御指摘を頂いていますので、それに対するアンケートという三つの視点でございます。

それでは、II にございます調査結果の概要及び見直しへの対応を説明します。

まず、調査票の改善として前年値のプレプリントを試行的にお配りしてということでございますけれども、これにつきましては、6 割の客体で記帳の参考になったということです。他方、現在お配りしている作業日誌等でございますけれども、記帳した内容を私どもに送ると同時に、複写して調査客体が自分の手元に残しておくということでカーボンによる複写方式を採用しているわけですが、それについては存続してほしい、または、郵送等により調査票の返還を求める客体が約 7 割に上ったということでございました。

したがって、複写方式は継続しつつ、プレプリントを調査客体、今度は約 10,000 客体になるわけなので、それをそれぞれプレプリントし、作業日誌等に入れていくという

ことは物理的に困難なこともございますので、調査票へのプレプリントは断念いたしますけれども、別様式により前年値を配布する。それによって記帳の参考にしていただきたいということでございます。

3-3の14ページの次のカラーの縦表として別添1という資料がございます。ここに例示がございますけれども、こういったプレプリント、現金出納帳の農外収入・農外支出の還元イメージということで、前年はこういうことでございましたと。こういったものをお配りする。次のページには作業日誌でございますけれども、前年はこういった形で農業労働を行い、このような資材を使用しましたというようなことを、お配りするというようなことで対応させていただきたいと考えている次第でございます。

もう一つは、労働時間と使用した資材を関連して記帳する様式への変更ということでございます。非常に細かくて恐縮でございますが、これも先ほどの次のページでございます。現行が右側の表でございます。作業日誌の労働時間と生産費に使用した資材が、別表になっているということで、これが非常に間違いやすい。それを作業内容ごとに使用した資材と労働時間を一体的に記帳するよう変更した様式をお示したところ、半数以上の客体で記帳しやすいという回答があったということでございます。

したがって、改正後の作業日誌の様式に変更して、生産費の該当品目に使用した資材と作業内容が一体的に分かるような表にしたいということでございます。

次の2点目のITを活用した調査手法の導入でございます。これは先ほどもお話がございましたけれども、現金出納帳及び作業日誌をエクセル様式で作成した電子調査票へ入力していただく協力度合いにつきましては、会計ソフトを導入している客体、実は先ほどの348のうち大体40客体だったと思っておりますけれども、半数が電子調査票に協力してよいという回答があったということでございます。

電子調査票や会計ソフトデータあるいは電子化された決算書類等をオンラインにより送信することにつきましては、会計ソフトを導入している客体の約7割において協力してもよい。ただし、セキュリティ措置を求めるというようなことでございました。

アンケート結果を受けた対応といたしましては、オンラインによって電子調査票を導入するという。それから、調査票を会計ソフトデータあるいは電子化した決算書類等のオンライン送信を導入するというところでございます。

セキュリティ対策はIDやパスワードによる個人認証などをきちんと整備して個人別の情報管理をするということでございます。そういったことを通じまして、誤送信なりデータ漏えいの防止をするということでございます。

3点目は次の議題になると思っておりますけれども、還元資料の充実ということで、調査客体がどのような資料を要望しているかということで、ここにございますような6点ほどいろいろ書いておりますけれども、要望がございました。

アンケート結果を受けた対応といたしまして、後ほどの議論の際にお示ししたいと思いますけれども、還元資料要望一覧というものを統一的にお配りいたしまして、そういった

要望を把握していくという対応したいということでございます。以上でございます。

○廣松部会長 ありがとうございます。ただいまの回答につきまして質問、御意見のある方は、どうぞ御発言いただければと思います。

○縣委員 11 ページの 2 番ですが、これは次の決算書類等の活用及びオンライン化の導入と内容が重なっているということですか。

○前原課長 オンラインを導入した場合に、御協力いただけるかどうかということを念頭に置いたアンケートということですか。

○縣委員 この話は次の項目で、敷えんされていくということですか。

○前原課長 そういうことでございます。アンケート全体を御説明しましたので、ちょっと分かりにくいかもしれません。

○縣委員 分かりました。

○廣松部会長 その意味では今回の調査方法の多様化のうちの、1 番目の論点として農林水産省の対応として、アンケートの結果に基づいたものですが、10 ページの下から 3 分の 1 辺りのところがございますとおり、まず、記帳内容を調査客体が保存できるように、現在も使っている複写のカーボン方式を継続するということ。

それから、2 番目としてプレプリントは断念するが、先ほどお示しいただいた別添 1 のような農業経営統計調査の現金出納帳に、そこに前年の数値が書かれたものが、配布されること。作業日誌に関しても同じような形で、1 枚にまとめられたものが配られるということ。

3 番目としては、労働時間と使用した資材を記帳する様式を、今までは労働時間と使用した資材の欄が別々になっていたものを一つにして、書きやすいようにするということ。それから IT を活用した調査手法の導入に伴い、アンケート結果に基づいて、会計ソフトデータとか電子化した決算書類等のオンライン送信を導入すること。勿論その際には、当然セキュリティ対策は万全を期するということでございます。

大きくは以上ですが、何か御意見はございますでしょうか。

今回は、前回の宿題に対する回答で現金出納帳のフォーマット、レイアウトが少し変わった。それに対応した形のを配布していただくということになります。

確かに理想としてはプレプリントできればいいのですが、今回は断念して、こういう形で別様の情報を提供するということだと思います。

○西郷専門委員 御回答のほとんどは、今回、調査の方法が多様化されることによって、回答者に係る負担が大きくなる可能性があるため、それをなるべく少なくするような工夫をなさったと受け取ったのですけれども、それと表裏の関係にある審査をどのようにするのかということについての御説明が、どこで出てくるのかというのが分からなかったため、ここで質問させていただきたいと思います。

一般に、調査の方法が多様化すると、回答内容の質にいろいろな差が出てくるので、それをどういうふう審査しようかということが、調査の精度の上では重要な課題になって

くると思います。例えば郵送で調査された場合には、どのようなタイミングで調査票の審査をして、どのような形で調査客体の方に照会をするのか。オンラインで回答があった場合には、その回答内容をどのタイミングで審査して、疑義がある場合には、客体の方にどのように照会するのか。

先ほど吉田調査官の御説明の中には、そういう問題も含まれていたと思います。調査のやり方が変わる。だから回答の質に大分差が、ばらつきが出てくるだろう。そうすると、審査のところまで合わせると、本当に負担の軽減ということにつながるのかどうかというような質問があったように思うのですが、調査方法が多様化する、モードがいろいろな種類のもが入ってくるということに対応して、審査のあり方というのをどのようになさるのかということについて、ほかに回答していただけるタイミングがあればほかでも構わないのですが、ほかにないということであれば、今お答えいただきたいと思えます。

○成瀬課長補佐 私の方から回答させていただきます。

おっしゃるとおり、いろんな多様化した回収方法を採用するということは、そこに内容に差が出て、それをどのような形で我々が全て正確なものにしていくかということが一番重要です。

実は、誤解していただきたくないのは、今回、郵送化という中でも御承知のとおり、農業経営統計調査は、単に郵送回収で回収されるものだけ調査すればいいというものではなく、100パーセント回収していく調査であります。したがって、必ず最初御本人と職員が会っている頼んでいく。そのときにいろんな調査のことについてお話をして頼んでいく。

これまでは、月別の調査も実施していましたので、毎月農家に行って、場合によって分からなければ月に2回ぐらい職員は農家に行って調査票の回収、記帳指導及び補足補正をやっていました。それが、職員が少なくなる中で、行くと1日がかりになってしまうということもあるので、調査票の回収に郵送化を導入しました。ところが郵送化しても、おっしゃるとおり、その中身が分かっているなければ結局聞かなければいけない。聞かなければいけないのですが、その場に行って初めて見るよりは、まず、例えば調査票はきちんとでき上がっているものを郵送化してもらおうということであれば、これはかなり精度が高くなっていますから、そういった指導をしていたところはいいのですけれども、そうじゃないところはやはり残ります。

今回こういうふうに変化したのは、そうじゃないところは結局郵送化してもらえない。ならば、そのもとになっている帳簿、極端ですけれども、もっと言うとレシートとかを例えばコピーで送ってもらいましょうと。そうすると、事前にこちらはそこに行かないで、それをもとに分離して、問題点がある場合はそこを整理して行くということが出来るわけです。そうすると、毎月行く必要はない。年に何回か、場合によっては1回で済むかもしれませんし、2回かもしれません。

ここで総務省から、後半御指摘されていますように、今回郵送化したり電子化したとしても、やはり内容をきちんと確認した上で行って確認する場合も、当然出てきます。そこは今までは常に農家に行って、そこで初めて見て整理をしながら聞くということで、かなり時間がかかっていたのも、今度は事前に送っていただいて、その上で整理した上で効率的に聞くことができます、例えば電話で済むものは電話で済みます。行かなければならないぐらいのかなりの量のあるものは、当然行っていただく。

我々は郵送回収する農家に行っただけとはいけないということは言っていない。例えばデータを還元する場合でも、行かなければいけませんし、行ってそれを御説明して、そしてこういうふうに使ってくださいということもやりますから、そういったことからすると、我々としては全く行かないということではなくて、そういう中であくまでも調査精度を保つためには、行く場合も出てくるということです。そここのところは逆に言うと、このでき具合によって電話で済む、それで終わらせる。またはそのときによっては行って、その部分を補足補正するということは同様であるというふうに思っています。

○廣松部会長 西郷専門委員、今の回答でよろしいですか。

○西郷専門委員 はい、結構です。

○廣松部会長 では、深尾委員、どうぞ。

○深尾委員 ここで聞くのが適当かどうか分からないのですが、費用についてです。試行調査で約 400 軒を聞かれて 40 軒が会計ソフトを使っていて、20 軒が電子媒体で答えているというところと 5 パーセントぐらい。10,000 を今回調査するとして、全部返ってくるとして 500 ぐらいが、電子媒体で返ってくるという予想になるかと思いますが、仮にそうだとすると、これを導入するのにコストは概算で幾らぐらいかかるのですか。ものすごく費用がかかるということはないのですか。

○前原課長 インターネットを利用したオンライン報告を導入して、私どもの統計・情報センターでその情報得るためには、ID・パスワードの発行、調査客体や職員がアクセスした際のメニュー画面、調査客体ごとの送信先を限定する設定といったシステムの構築に係る経費が必要ですし、また、サーバー利用料やバックアップ等の保守管理でランニングコストもかかってきます。この部分については予算を要求しないといけないということで、若干震災対策ということで厳しい状況ではありますが、初年度としては 700~1000 万円、オンライン環境を導入するためには、そんな感じぐらいかと。ただ利用者が増えてくると、パスワードの追加発行やデータ容量が増えてくるので、若干のランニングコストはかかってくると思います。イメージとしてはそういう状況です。

○深尾委員 今後続けていくということを考えれば、ものすごく高くつくというわけではない。効果を考えれば、見合う可能性が高いということですね。

○成瀬課長補佐 2 年目以降はランニングコストだけなので、それよりも更に半分ぐらいで済むのではないかと考えています。

○廣松部会長 ほかにいかがでしょうか。

確かに報告者負担というか記入者負担が大変大きい調査なものですから、いろんな手立てを尽くして報告者の方に書いていただくという努力をするということのようですので、先ほどの審査メモにもございましたように、方向性としてはいいものだというふうに、私も考えます。

この点に関して、特に、更にこういうことが知りたいというか、あるいは質問、御意見、ございますれば伺いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(うなずきあり)

○廣松部会長 ありがとうございます。この点については御了解いただいたということにしたいと思います。

続きまして決算書類等の活用でございます。この問題に関しての農林水産省の回答は、資料3-3の12ページでございます。では、この点についての回答をお願いします。

○前原課長 3点御指摘があるわけですが、1点目は決算書類の提供で、どの範囲の情報が農林水産省側で入力できるかということでございます。下でございますように、調査客体によって決算書類により把握できる範囲は様々でございますけれども、税務資料を作成する元データ、これは総勘定元帳とか先ほど申しましたレシートみたいなものも含めると、基本的には農業、農外等に関する事業収支、固定資産の装備状況等について、これはかなりの部分が入力可能であろうというふうに想定しているわけです。ただし労働時間は当然把握できません。

2点目に青色申告の際に、書類等が経営体の手元に残っていないで、そもそも活用しようがないのではないかと御指摘がございましたけれども、御承知のとおり、青色申告の際には確定申告書、収支内訳書等を税務署に提出しますが、そのもとになりました帳簿等につきましては、税務署に提出する必要はないというふうに承知しています。したがって、経営体の手元に残っているもので活用可能ではないかと考えている次第です。

3点目は先ほどの議論とも関係するわけですが、仮に決算書類の提出を受けても様々な照会が必要ではないか。職員が結果的には電話照会では足りずに聞き取りをするというような事態が頻発するのではないか。審査の問題もありますし、調査客体の負担感も質問として総務省から頂いているわけですが、これにつきましては、先ほども御説明申しましたように、一定の書類が出てくれば、かなりの分野の入力と把握ができるわけですので、仮に行くとしても年に1回、あるいは事前に一定の聞き取り事項を整理した上で、調査客体には必要最小限の確認をするということで、調査客体への負担。従来ですと1日かかりという話もございましたけれども、これについては大幅に縮減できるのではないかと考えています。以上です。

○廣松部会長 ありがとうございます。この点に関してはいかがでしょうか。御質問、御意見いただければと思います。

○縣委員 この段階で電子化されているのは、どのくらいの可能性があるわけですか。この書類をまとめるときに、対象者が電子化しているというのは、基本的にはここからそう

いうふうにしていけば、体系化はより進むわけですね。ですから、そういうふうに設計をされたらいいのではないかという気がするのですが、把握されていないかもしれませんけれども。

○成瀬課長補佐 青色申告を作るのに、要はこういったパソコンで作っている農家がどれぐらいの割合かということですか。

○縣委員 そうです。

○成瀬課長補佐 青色申告をやっている農家は全体で大体半分ぐらい、5～6割おられます。ただ、自分でパソコンを使ってやっているというのは、今のところそれほど多くない。というのはまず、税理士に頼んでお金を払って作成してもらってる方がおられること。

あと意外に、もとの帳簿等で整理した調査結果を参考に申告書を作成し、税務署に提出したりという方もかなりいらっしゃいます。青色申告は5～6割の方がやっていますけれども、実際にどれぐらいがパソコンで自分でやっているかとなると、今の時点ではそれほど多くないのかなと思っています。

○縣委員 申し上げたのは、次のところに関係するのですけれど、そういうふうに全部連動させて設計されて、我々なんかも確定申告をするのに若干のインセンティブがあるわけです。電子申告する際のインセンティブ、微々たるものでしたけれども。そういう形で体系化を進められるというのも、一つの考え方ではないかと思えます。

○成瀬課長補佐 実は平成20年見直しのときに、農業経営統計調査において、農家で普及しているソリマチというパソコンソフトの活用を導入しました。ソリマチを使っている客体からデータをもらうのと、使っていない方でも使いたいという希望があれば、パソコンソフトを貸し出して、これを使って青色申告に利用してもらい、そのかわり科目の設定を調査に合わせて両方に使えるような設定にしてもらうことによって、青色申告にも使え、そのまま調査にも使えるという形はやっています。

ただ、ソリマチを使っている人は限られてしまっているものですから、プラスアルファは私どもとしては青色申告をやっている方とか、またはソリマチ等は使わずに単にパソコンで整理している方からもデータをもらって、その分は多少手間がかかっても調査の電子化を進めていきたいと思っています。

おっしゃる内容、パソコンソフトを貸して青色申告にも使え、調査にも使えるという形の設計は既にそれはそれで行っております。

○廣松部会長 よろしいでしょうか。ほかに御質問ございますか。

ちょっと私は想像がつかないのですが、決算書類等の提供を受けるということにして1経営体どれぐらいの量というか分量になるものですか。

○成瀬課長補佐 データ量ですか。

○廣松部会長 ええ。あるいは一番プリミティブに紙のまま保存しているような経営体の場合だったら、どれぐらいのものなのでしょう。

○成瀬課長補佐 多分一番量が多いのは、畜産の大規模農家ではないかと思えます。あの

場合だと毎日の作業と収入支出も出てきたりする。更に台帳は牛を 500 頭も 600 頭も飼っていると、それも整理しないといけないということで、年間にするとかかなり膨大な量を書いていただかなければならない。

ただ、そういうのは逆に、企業的にやっていますから、自分たちできっちり整理しないと、経営収支が整理できないので、そういったものは意外にやっている。

どちらかという、小さい農家の方がなかなか整理していないものですから、そこを整理してもらうのが大変という感じがします。

○廣松部会長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。この点に関して、総務省は少し心配なさっているようなところがあるようですが、いかがですか。よろしいですか。

○吉田調査官 はい。

○廣松部会長 それでは、この決算書類等の活用に関しまして、よろしいでしょうか。

(うなずきあり)

○廣松部会長 ありがとうございます。では御了承いただいたということにしたいと思います。

次の論点は、オンライン化の導入でございます。これに関する農林水産省の回答は資料 3-3 の 13 ページでございます。この点に関しての説明をお願いいたします。

○前原課長 この点も総務省から御照会を頂きまして、平成 21 年アンケートというのは、現行の担い手層を重視した標本設計の元で行っているのですが、今回、規模の大小に差違を設けない標本設計の元では、こういったオンライン化の導入を楽観視するのは適切ではないのではないかという御意見なわけでございます。

平成 21 年は確かにそういったことでございますが、実は 19 年 6 月のアンケートは、今回の見直しと同様に、経営規模の大小に差違を設けない標本設計の元で行いましたので、その調査結果では、これも同じように 6 割がパソコンを保有しているということでした、その点については担い手層だからどうかとか、あるいは小規模層だからどうかということではないのではないかというふうに、我々は期待感も持って思っているわけです。

ただ、そうは申し上げても、先ほど来のお話のように確かにオンライン化は、調査手法の多様化、選択肢を増やすという意味で、私どもは踏み切っているわけでございますけれども、確かに楽観視しているわけではない。ただ、先ほど来御説明申し上げているように、そういったものを活用して、一定のインセンティブを税務申告等で与えることによって、こういったものも活用していただける客が増えることを期待しているということです。

2 点目が情報漏えいを防ぐ措置については、7 割ほどの客体も御希望しているということで、ID、パスワードを入力する、誤送信の防止、暗号化、ウィルスチェックなどの措置を講じていきたいというふうに考えているところでございます。

○廣松部会長 ありがとうございます。今の回答に関して御質問、御意見ございますでしょうか。

○納口専門委員 少しお聞きしたいのですけれども、パソコンを持っている調査客体の中で、インターネットを利用している、あるいは利用できる環境にある調査客体というのは、どれぐらいの割合になりますでしょうか。もし分かったら教えていただければと思います。

○成瀬課長補佐 済みません。調べていません。

○納口専門委員 スタンドアロンということもあるわけですね。

○成瀬課長補佐 常識的に考えると、大抵の場合はインターネットを利用できるのではないかと思います。ここは確認していません。

○県委員 全然私は分からないのですけれども、研修をしたりとかかなりケアをする必要があるのではないかなというように想像するのですが、制度は作ったとしても、どうやってその活用を促進していくかというそのところは、何かお考えはおありですか。

○成瀬課長補佐 おっしゃるとおり、オンライン化しても参加する方が少ないと、宝の持ち腐れになってしまうということです。最初からかなりたくさんの方に参加していただけるかどうか、ちょっと私どもは分からないのですが、先ほど深尾委員がおっしゃったように、5パーセントと500ぐらいというのを我々も大体それぐらい。初年度は5～600ぐらいかなと実は思っています。

その後については、この調査というのは、調査の開始時点、調査末、また調査の途中でも農家の方に行って指導してきます。したがってこのことについての指導もしますし、こういったことができますということを常に農家の方にアピールするということは進めていくということは、日々行っていきたいというふうに思っています。

○廣松部会長 例えば農協のような組織に協力いただいて講習会のようなものを開いていただくとか、あるいは統計・情報センター自身でそういう講習会を催すというようなアイデアもあり得ると思うのですが、その辺も御検討いただければと思います。

この点は、先ほども指摘がございましたが、調査の方向の多様化の一つとして、大きな流れであると思います。ただ、今後、主流まで行くかどうかは分かりません。私自身はオンライン化をたとえ強力に進めたとしても、紙との併存は絶対になくならないというか、紙とオンラインの併存は、最後まで残る問題だろうと思います。

現時点ではオンライン化を進めることによって、報告者の方の負担、それから調査実施者側としての事務の負担も軽減するという方向で進むのがいいのではないかというふうに考えます。当然のことながら、そのためには、セキュリティに関しては十分手当てをしていただくことをお願いをしたいと思います。

この点に関しまして、ほかに御意見ありますでしょうか。よろしいですか。

では、オンライン化の導入に関しても御了解を頂いたということにしたいと思います。

最後ですが、郵送調査の促進ということでございます。これに関しては、資料3-3の14ページのところに回答がまとめられております。ではこの回答について、説明をお願いします。

○前原課長 郵送調査につきましては、ここにございますように組織経営体で平成19年か

ら、個別経営体で20年から取り組んできましたが、郵送回収率は平成22年12月末において、個別経営体で37パーセント、組織経営体が20パーセントと低位にとどまっているという現状がございます。

若干、周知徹底等の指導強化にやや不十分な面もあったかということもございまして、先般、私どもの地方農政局を集めた会議を通じて指導強化を図って、なおかつそういった客体への働きかけを強めていこうということでございます。

また、第25回産業統計部会で御説明しましたように、昨年からは郵便局が個別に集荷し、客体が直接、郵便局に行かなくてもよい特定封筒郵便（レターパック）が導入されたことから、先般見込みをとったわけでございますが、平成23年度につきましては、個別経営体、組織経営体を合わせた調査客体全体で、郵送回収率は50パーセント強ぐらいではないかと見込んでいたということもございまして、

2点目に組織経営体について郵送回収率が20パーセントで低率ということの御指摘がございまして、率直に申し上げまして、組織経営体については年間1回、決算のときに伺うということもございまして、その際に決算書類等を収集するというところもありまして、郵送回収が低いという実態があるわけですね。

さらに、ここにございますように、総会や役員会では内部の役員等に決算書類を提示していますが、外部に提供する場合には経理担当者だけでは判断がつかないということも承知しております。そのため郵送回収が進まないということもございまして、先ほどの見込み聞き取りにおいて、組織法人につきましては、現在20パーセントでございますが、平成23年度では30数パーセントとなっております。

○廣松部会長 ありがとうございます。この郵送調査の促進に関しまして、何か御質問ございますでしょうか。

別の調査で郵送調査の話が出たときに、特に農村等、郵便ポストが減っているとか、わざわざ出しに行くのが面倒くさいという意見、声が結構あって、その意味では今回はレターパックで集荷に来てくれるというのは、私は大変いい方法ではないかと思っております。

○納口専門委員 個人的な考えなのですが、組織経営体で回収率が低いということに関して、次のように理解しています。私は農家あるいは法人の代表とおつき合いをしておりますが、農家よりも法人の代表の方が、よりギブアンドテイクというか、それを出してメリットがどれだけあるのというところがすごく求められているように思います。その点で、もう少し後で御説明いただく調査客体へのフィードバックというところが、より効いてくるのではないかとこのように思います。

○廣松部会長 ありがとうございます。

ほかにこの郵送調査の促進に関しまして、御質問、御意見ございますでしょうか。

○縣委員 先ほど部会長がおっしゃったことですが、ここには「電子調査票などを活用した新たな調査手法を導入することとしており、より一層、郵送回収率は上昇する」というふうに書いてあるわけなのですが、最終的には中長期的にはどういう御方針なのかと。

つまり、部会長がおっしゃったとおり、最後まで併存ということでお考えなのか。あるいはオンラインをできるだけ拡張するというお考えなのか、そこはいかがでしょうか。

○成瀬課長補佐 部会長がおっしゃるとおり、私どもも全てが郵送化できるとは思っておりません。御承知のとおり農家の経営者の方々の平均年齢が 65 歳を超えている。中には 70 歳、80 歳でまだ頑張っている方がいらっしゃる。そういった方々に全て郵送できちんと書いて送ってくれというのはなかなか難しい。一つの目標としては 75 パーセントを当初考えています。あと残り 25 パーセントどうしてもそこは職員が行って回収せざるを得ないだろうというふうに考えています。その 75 パーセントについては、今後、郵送だけでなく、今回導入しましたインターネットによるオンライン報告をなるべく増やしたいと考えているところです。

○廣松部会長 そうですね。この辺は農業経営体という主体の特殊なところなのかもしれません。純粹に製造業とか別の産業の場合だと、オンライン化率の 100 パーセントを目指すということは可能だとは思いますが、今、御説明があったとおり、農業経営体あるいはその中の担い手の方がどんどん高齢化しているという状況のもとでは、なかなかそれを推し進めることは難しいというか、その要因は無視することはできないかなというふうに私も思います。

ほかに、この郵送調査の促進ということに関して、御意見ございますでしょうか。

○本間専門委員 組織経営体のことですが、オンライン化をむしろ促進するという意味で、そのあたりの組織経営体の回答でオンラインと郵送の割合の推移が分かれば、その対策ももっと立てやすいかなと思います。オンラインをむしろ強く推奨してオンラインで回答を頂くということがあれば、セキュリティの問題があるにしても、郵送に伴う懸念というのは大分軽減されるのではないかなというふうにも思いますので、そのあたり工夫をしていただければというふうに思います。

○前原課長、成瀬課長補佐 はい。

○廣松部会長 今、本間専門委員から出ました注文というか希望も含めた上で、この件に関しては了解いただいたということでよろしいでしょうか。

(うなずきあり)

○廣松部会長 ありがとうございます。

それでは、個別論点の最後になりますが、報告者への還元資料のいわゆるフィードバックの充実についてでございます。これにつきましても、2 年前の答申において集計結果や分析結果を迅速にフィードバックすること等、調査への協力を促進する有効な方策について、検討することが求められていました。

これにつきまして、吉田調査官からまず説明をお願いします。

○吉田調査官 それでは、報告者への還元資料の充実ということでございます。資料 3-2 ですけども、別添資料 1 (6) というのが関連資料のイメージという形で用意してございますので、それを御覧ください。

農経調、先ほど来、非常に負担の大きな調査であるということで、その理解と一層の調査協力を推進するというので、全ての報告者を対象に、今回、調査の結果を時系列比較あるいは全国又は同一地域の同一規模階層で比較できるというふうなデータを提供することを計画しているということでございます。

審査の結果ですが、従前から調査結果の報告者への還元というのは行われていたわけがありますけれども、出先機関である各統計・情報センター等が個別に対応するというもので、その内容についても年間計といったものを提供するという、かなり限定的なものであったということで、還元資料の作成に関する統一化、効率化ということはもとより、報告者のニーズに対応したものでなかったということが言えると思います。

しかし、今回試行調査の結果を踏まえて、全国統一の様式を本省で作成し、統計・情報センターにおきまして本省から配布されたシステムを用いまして、報告者のニーズを踏まえた各種分析結果が還元できるような工夫がされているということで、前回の答申で求められている集計結果や分析結果の迅速なフィードバックができるという対応が予定されているということで、評価できるというふうに思います。

ただ、その詳細につきましては、やはり確認を行う必要があるのではないかと考えています。以上です。

○廣松部会長 ありがとうございます。この部分に関しましては、今説明にありましたとおり、適当という評価がされており、あらかじめ総務省から農林水産省に対しては説明は求められていないようですが、農林水産省さんの方から補足説明があれば、お願いします。

○前原課長 先ほど別途ということで御説明申しましたが、審査メモの資料3-2別添資料1(6)農業経営統計調査の見直し、還元資料の充実ということで、個別の営農類型別経営統計あるいは生産費統計のそれぞれの調査客体への還元資料のイメージが掲載されています。

これが先ほど総務省から御説明がございました。全国統一の様式を農林水産の本省で作成するというのでございますけれども、そのイメージでございます。この資料の18ページが、還元資料要望把握の様式です。1番から8番までございまして、1番から7番まではこういったことを提供いたしますということと、還元時期も書いておりますけれども、行政施策資料とか地域周辺データについては、ニーズに応じてその時期を御希望に合わせた時期に資料として還元する。

あるいは最後の8という部分については、個別客体ごとの具体的な要望があらうかと思っておりますので、それについても書いていただいて、また御希望の時期に提供する。なおかつ、この下にございますように紙媒体なのか、あるいは磁気化してインターネットなのか、郵送なのかといったような手法についても、あらかじめ私どもが個別客体ごとのニーズを把握して作らせていただくということを考えているということでございます。

○廣松部会長 ありがとうございます。この点に関しては、先ほどの論点の調査方法の

多様化の中で過去に農林水産省が行ったアンケート結果についての説明もございました。それを踏まえた上で調査対象者の方からの還元資料の要望の一覧表というものも添えて、さらには、それが具体的にどういう表章あるいはグラフとしてあらわされるかという例示を出していただいています。いかがでしょうか。

○ 縣委員 大変プリミティブで恐縮なのですが、これは希望があると、私のところは全部こういうふうになっているのだということを、個別にデータを提供するという意味ですか。要望がなければやらない。つまり、すごいコストがかかるのではないか。これはデータが一旦入ればこういう出力は簡単に出るような、統計システムをお持ちだということですか。

○ 成瀬課長補佐 そういうシステムにします。

○ 縣委員 これからされるのですか。

○ 成瀬課長補佐 そうです。そんなに難しいシステムではないと思います。

○ 縣委員 総務省の方にお伺いしたいのですが、これはほかの産業部門でも、これだけ個別事業に対してデータを提供しているのですか。

○ 吉田調査官 ないと思います。

○ 廣松部会長 余り例はないですね。

○ 縣委員 非常に懇切なことだなという気がしてしまして、コストが高くないのであれば、それに越したことはないと思いますけれども。

○ 深尾委員 大変いいことだと思います。アメリカだとやっていますね。経済センサスとかでも、かなりこういう感じでやっています。日本でもこういうのが広がるのは非常にいいことだと思います。

○ 成瀬課長補佐 これまでも勿論やってきた実績はございます。ただ、もっと簡単なものだったり、あとは個々の農家ごとに、職員が独自にいろいろ対応していましたが、職員の数も減って、なかなかそのような対応が取れる職員も少なくなってきたものですから、農林水産省の本省においてシステム化して、前からすると汎用性はないのですが、要望を聞くことによって、システムで出力して還元するというのを、最小の労力で最大の効果を得るような形でやっていきたいと思っています。

その他に、特に農家の方が知りたいのは、行政の動きとか施策の動きとか、そういったものを簡単にしたパンフレットが欲しいと思っても、なかなか手に入らないときもあります。こういったものも要望に応じて、同じ農林水産省の中なので、パンフレットを探してきてお送りするとか、そういうことによってより調査に協力していただくという。いろいろ努力しないとなかなか受けていただけないというのが、今の農家の実態であるということです。

○ 廣松部会長 よろしいでしょうか。

これは昨日、別の調査のことでちょっと話題になったのですが、個人というか家計の支出等に関して、ただそれを余り懇切丁寧にやり過ぎると、調査している間にその人の行動が変わってしまうということが起こり得る。それはそれで問題であろうということもあり

得る。この場合は、農業経営体の、特に経営の方に焦点が当たった形のものですから、それは大変いいことだろうと思いますが。

ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。

では、この点に関しましても、御了解いただいたということにしたいと思います。

一応これで個別の論点に関しては終わりました。特に今日、次回に向けて資料を用意していただくとか、あるいは宿題というものは出なかったように思いますが、それでよろしいでしょうか。

○納口専門委員 少し気になっているのですが、今回の震災の影響について、東北の津波で影響を受けたところというのは御説明があったんですが、例えば、茨城なんかはかなり出荷停止あるいは風評被害という部分もあると思うのですけれども、そういったデータはどう扱うのか。あるいは調査客体の今まで継続してやっていたところをそのままにするのかというところを少し、次回でも今でも結構ですけれども、御説明いただけるとありがたいと思います。

○成瀬課長補佐 今回の災害の関係は、平成 23 年ですから、結果は今回の見直し以前、今まさに調査をしている客体の数字に影響します。これについては、津波などで既に農業経営が行われていないものについては、例えば仮に 3 月までに何かしらの農業収入があったとしても、調査はできませんので全て調査の対象外になっています。

今、おっしゃった風評被害を受けたものは、平成 23 年の結果の収入や支出に影響がきちんと出てくるものだというふうに思っております。それは結果の中に織り込まれると。ただ、どうしても農業経営が行われていないとか、今避難しているとかそういうところ。またそれどころはないといって、多分だめになるところというのは、実は平成 22 年結果でも営農類型別経営統計で 60 戸、22 年結果で実は取りまとめも終わっているのですが、農家が流されてしまった、報告書がもう頂けないというところが、60 戸ぐらいございます。そこはもう仕方がないので落として、22 年というのは津波がございましたから、その分のウェイトを他の農家に持たせて膨らませてデータを作らないといけない。逆に平成 23 年は、そこで落ちた分については、そのままウェイトも含めて落として、実態として表していくしかないかなというふうに考えています。

○納口専門委員 今、壊滅的な津波でさらわれたというのは、そういう対応が決まっているというお話に理解できたのですが、出荷停止なんかは県によって、例えば茨城県では一つの作物について全県で出荷停止となっている。ハウレンソウなら県内で生産されたハウレンソウがすべて出荷停止という、そういう措置をとっているようです。県によっては市町村ごとに出荷停止にするかどうかという判断をしているところもあります。例えば神奈川県のお茶なんかはそうだと聞いています。

そうすると平均して出てきた数字というのが、読めなくなってしまうのではないかという気がするのです。

○成瀬課長補佐 おっしゃるとおり、農業経営統計調査の客体が当然茨城にもございます

から、例えば今言ったように、ハウレンソウを作っている客体が出荷停止になればその影響をもろに受けた数字が上がってくるということになります。ただ、それが全体の中でどのくらい影響があったのかということがちょっと見えにくいのではないかということについては、おっしゃるとおりでございます。統計調査においては数の問題もありますし、そのところを全部フォローできるかということ、少なくとも農業経営統計調査の中での限界としては、それ以上は難しいというふうに思っています。もっと標本数を増やすとか、風評被害による出荷停止が発生した地域を集中的に調査するとか、そういうことをやれば別ですけれども、少なくとも農業経営統計調査の議論の中では、それ以上はできないと。

○廣松部会長 当然のことながら、これから復興が進んでいくということになると思います。それは別の調査というか、別の形で調べていただいて公表していただくということになるのでしょうか。

○成瀬課長補佐 そのところは今検討してはいますが、これから具体化できるかどうか分かりませんが、統計部内でも今いろいろ検討はしています。

○廣松部会長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。ほかに御発言ございませんでしょうか。

皆様方の御協力によって、少し時間が早目でございますが、一応審査メモで用意いたしました論点に関しては、議論を終えることができました。

最初に吉田調査官から説明があったと思いますが、これから答申案の作成について、総務省と農林水産省と調整の上、作成をするということになります。

今日の議論、あるいは全体を通して言い忘れたとか、ここは言っておきたいというのがございましたら、今、御発言いただければと思いますが、よろしいでしょうか。勿論後ほど事務局に御連絡いただくということも可能でございますので、その点よろしく願います。

それでは今後の日程につきまして、吉田調査官から連絡をお願いします。

○吉田調査官 次回の部会は7月1日金曜日、開始時間は本日と同じく16時、午後4時ということでございます。場所はこの会議室でございます。

今回は最後の部会となりますので、答申案の御審議をお願いしたいというふうに考えています。答申案につきましては、本日までの部会の審議の結果を踏まえまして、部会長の御指示を頂きながら、私どもの方で作成いたします。作成した案につきましては、6月28日までには皆様にメールでお送りしたいと思います。今日お配りした資料については、いつも申しておりますけれども、机の上に置いていただいて結構でございます。ただし、持ち帰られる場合には、次回、お持ちいただきますようにということでございます。

それから、今年は、5月1日からクールビズということでございまして、6月からは、スーパークールビズという話でございますけれども、次回の開催は7月になります。相当暑いことが想像されますので、軽装でお願いをしたいと思います。そう言っている私がネクタイ姿をしており、説得力がないのですけれども（一同笑い）、よろしく願います。

ます。

○廣松部会長 最後に本日の部会の結果概要に関しましては、7月8日に統計委員会が予定されておりますので、そこで報告をする予定でございます。本日の部会はこれで終了したいと思います。最初遅れまして申し訳ございませんでした。皆様方の御協力どうもありがとうございました。